

## 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(個人・世帯用)

### 1. 給付金等

#### (1) すべての皆さまに

<p>【国】 特別定額給付金(受付終了)</p>	<p>家計への支援をおこなうため、特別定額給付金を給付します。 【対象】 令和2年4月27日(基準日)にうきは市に住民登録されている方 【給付額】 給付対象者1人当たり10万円 【申請期限】 8月15日(土)</p>	<p>新型コロナ関連支援センター ☎73-7567</p>
------------------------------	--	-----------------------------------

#### (2) 子育て世帯やひとり親世帯のみなさまに

<p>【国】 子育て世帯への臨時特別給付金 (受付終了)</p>	<p>子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を給付します。 【対象】 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもがいる世帯(令和2年3月、4月分児童手当受給者) 【給付額】 対象児童1人当たり1万円 【公務員分】 申請が必要。申請期限は、令和2年10月30日まで</p>	<p>福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961</p>
<p>【国】 ひとり親世帯への臨時特別給付金</p>	<p>令和2年6月分の児童扶養手当受給世帯等に対して、1世帯5万円、第2子以降の児童1人当たり3万円を給付します。 さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少した世帯に対し、1世帯5万円を追加給付します。</p>	<p>福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961</p>

【市独自】 うきは市臨時特別出産応援金	国の特別定額給付金が4月28日以降に生まれた新生児に支給されないことに対応し、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることを目的に臨時特別出産応援金を給付します。 【対象】 令和2年4月28日～令和3年4月1日生まれの子の父又は母(出生時において、本市の住民基本台帳上で同一世帯に属するもの) 【臨時特別出産応援金額】 新生児1人につき10万円	福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961
【市独自】 小中学校給食支援金(終了)	小中学校の臨時休校(3～5月)、夏休みの短縮による子育て世代の負担を軽減するため、給食費の支援を行いません。 【支援期間】 3か月	学校教育課学事係 ☎75-4950
母子父子寡婦福祉資金貸付金	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合は、母子父子寡婦福祉資金貸付金における、生活資金(生活安定貸付期間および失業貸付期間に係る貸付)の活用が可能です。	福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961
【市独自】 修学旅行キャンセル料等支援金	小中学校の修学旅行が新型コロナウイルスの影響により実施できなかった場合、修学旅行代金のキャンセル料に係る保護者負担を支援します。	学校教育課学事係 ☎75-4950

### (3) 休業により収入が減少された方に

【国】 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	企業から休業手当を受け取れなかった方に、休業実績に応じて休業支援金を給付します。雇用保険の被保険者以外(パート・アルバイト等)も対象となります。 【対象】 休業により賃金が支払われない方 【給付額】 休業前の賃金の80%(月額上限33万円)	【事業者・労働者向け各種支援金無料 申請サポート窓口】 うきはブランド推進課商工振興係(U- B i C 2階) ☎76-9095 新型コロナウイルス感染症対応休業支 援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
------------------------------------	--	---

#### (4) 収入減により家賃が払えない方に

<p>【福岡県】 新型コロナウイルス感染症に係る県営住宅等の支援策</p>	<p>・ 県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供 【対象者】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、業績不振を理由に解雇等されたため、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方 ・ 県営住宅の家賃の減額及び徴収猶予 【対象者】 県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した方</p>	<p>【県営住宅】 福岡県住宅供給公社筑後管理事務所 ☎0942-32-2660 【公社住宅】 県住宅供給公社 ☎092-781-8020</p>
<p>【国】 住居確保給付金</p>	<p>新型コロナウイルスのために収入が減り、廃業に至ってないが、このままだと住居を失うおそれが生じている人に対して、住宅の家賃相当額（上限あり）を一定期間支給します。 【対象】 離職や減収などで住居を失った、または失うおそれのある方 【給付額上限】 単身世帯:月額32,000円以内、2人世帯:月額38,000円以内、3～5人世帯:月額42,000円以内 【給付期間】 原則3か月、最長12か月(※令和2年度中に、新規申請し支給を開始した方に限る。)</p>	<p>福祉事務所保護係 ☎75-4962</p>

#### (5) 感染または感染の疑いで無給や減給になった方に

<p>国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金</p>	<p>国民健康保険または後期高齢者医療被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、会社等を休み、事業主から十分な給与が受けられない場合に、傷病手当金を支給します。 【対象】 新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われる方 【給付額】 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数</p>	<p>市民生活課国保・年金係 ☎75-4973</p>
------------------------------	--	---------------------------------

## (6) 学業の継続が厳しいご家庭に

<p>【市独自】 就学援助の拡充</p>	<p>就学援助とは、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に、給食費や学用品費の一部を支給する制度です。このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、失業や休業、あるいは自営業を休業したことにより家計が急変した世帯にも対象者を拡充します。</p>	<p>学校教育課学事係 ☎75-4950</p>
<p>【市独自】 うきは市学業継続支援事業給付金 (受付終了)</p>	<p>新型コロナウイルスにより影響を受け、学業継続が危ぶまれるひとり親世帯に対し学業継続支援金を給付します。 【対象者】 高校・大学・短大・専門学校等に通う子どもがいるひとり親世帯 【給付額】 高校生:5万円 大学・短大・専門学校等:10万円</p>	<p>男女共同参画推進室男女共同参画推進係 ☎77-2661</p>
<p>【国】 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』</p>	<p>世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、就学の継続が困難になっている学生等に学生支援緊急給付金を給付します。 【対象】 大学・短期大学・高等専門学校(第4、第5学年及び専攻科)および専門学校に在学している方 【給付額】 住民税非課税世帯の学生等 20万円 それ以外の世帯の学生等 10万円</p>	<p>在学している各学校 ※申請期間が終了している学校もあります。</p>

## (7) 保育施設などで働いている方へ

<p>【市独自】 保育施設等従事者応援金</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により、新しい保育環境が求められ、厳しい労働環境におかれている保育施設・幼稚園施設従事者や放課後児童クラブ従事者を応援するため、応援金を給付します。 【応援金額】 一人あたり3万円</p>	<p>福祉事務所保育所係 ☎75-4961 学校教育課学事係 ☎75-4950</p>
------------------------------	---	---

## 2. 貸付

<p>生活福祉資金貸付制度 (特例貸付)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業、休業等により生活が困窮し、生計維持のため貸付が必要な世帯</p> <p>【緊急小口資金】貸付額: 10万円以内 (特に必要な場合は20万円以内)</p> <p>据置期間: 貸付日から1年以内 返済期間: 据置期間経過後2年以内 受付期間: 令和3年3月末まで</p> <p>【総合支援資金】貸付額: 単身世帯 月15万円以内 2人以上の世帯 月20万円以内</p> <p>据置期間: 貸付日から1年以内 返済期間: 据置期間経過後10年以内 貸付期間: 原則3か月以内 受付期間: 令和3年3月末まで</p> <p>※貸付の審査は福岡県社会福祉協議会が行います。</p>	<p>うきは市社会福祉協議会 ☎76-3977</p>
------------------------------	---	---------------------------------

## 3. 猶予・減免

<p>水道料金及び下水道使用料の支払い猶予</p>	<p>【対象】 一時的に水道料金・下水道使用料等の納付が困難な方</p> <p>【内容】 相談内容によって、納付猶予等の対応を行います。</p>	<p>住環境建設課上下水道管理係 ☎75-4983</p>
<p>市営住宅使用料等の支払い猶予</p>	<p>【対象】 市営住宅に入居中の方で一時的に市営住宅使用料等の支払が困難な方</p> <p>【内容】 相談内容によって、支払猶予等の対応を行います。</p>	<p>住環境建設課建設管理係 ☎75-4983</p>
<p>納税の猶予制度の特例</p>	<p>【対象】 ①個人の経常的な収入が、前年同期に比べ大幅に減少していること。 ②一時に納税を行うことが困難であること。 ①② いずれも満たす方</p> <p>【内容】 市税について、無担保かつ延滞金なしで1年間納付を猶予します。</p>	<p>徴収対策室徴収対策係 ☎75-4977</p>

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<p>【対象】 新たに自動車を取得した方</p> <p>【内容】 1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。</p>	<p>税務課資産税係(軽自動車税)</p> <p>☎75-4977</p> <p>久留米県税事務所(自動車税)</p> <p>☎0942-30-1012</p>
国民年金保険料の免除等	<p>【対象】 失業、収入の減少、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行ったことにより、国民年金保険料の納付が困難な方</p> <p>【内容】 申請により免除等が認められる場合があります。</p>	<p>市民生活課国保・年金係</p> <p>☎75-4973</p>
国民健康保険の保険税、後期高齢者医療の保険料の減免や徴収猶予等	<p>【対象】 事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を一時に納付することが困難な方</p> <p>【内容】 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を一時に納付することが困難な場合、減免制度や分割納付、納付を猶予する制度があります。</p>	<p>市民生活課国保・年金係</p> <p>☎75-4973</p>
介護保険料の減免	<p>【対象】 第1号被保険者のうち、次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少することが見込まれる。</li> </ul> <p>【内容】 申請により減免が認められることがあります。</p>	<p>保健課介護・高齢者支援係</p> <p>☎75-4960</p>
母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	<p>【対象】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けた、ひとり親家庭・寡婦</p> <p>【内容】 支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、その支払いを猶予します。</p>	<p>福岡県児童家庭課ひとり親家庭支援係</p> <p>☎092-643-3257</p>

#### 4. 届出等の期間の延長

<p>転入、転居、世帯変更などの届出について</p>	<p>【対象】 転入・転居等の届出者</p> <p>【内容】 転入・転居等の届出は、その事実が生じた日から14日以内に行わなければなりません。14日以降でも、「正当な理由があったもの」とみなされます。</p>	<p>市民生活課住民係 ☎75-4972</p>
<p>児童扶養手当の認定請求書等届出</p>	<p>【対象】 出生・転入やひとり親になったことで、児童扶養手当を申請する人</p> <p>【内容】 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求できなかった場合、その理由が止んだあと15日以内に請求したときは、手当の支給は受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌日から手当の支給を始めます。</p>	<p>福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961</p>

#### 5. その他

<p>福岡県緊急短期雇用創出事業</p>	<p>【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方</p> <p>【内容】 福岡県では、県と市町村が連携して、緊急に短期の雇用を創出するため、「緊急短期雇用創出事業」を実施しています。</p>	<p>筑後労働者支援事務所 ☎0942-30-1034</p>
<p>【市独自】 新型コロナウイルス検査高齢者等助成事業</p>	<p>感染拡大や重症者を防止する観点から、高齢者等が本人の希望により、感染しているかどうかのPCR検査を行う費用の一部を助成します。</p> <p>◆PCR検査費用 27,973円（450人分） 国補助 10,000円、市補助 10,000円、個人負担、7,973円</p>	<p>保健課 食育健康対策係 ☎75-4960</p>

## 6. 相談窓口

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口	<p>【対象】 市民の皆さん</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談について</p>	<p>福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口</p> <p>☎092-643-3288</p> <p>FAX 092-643-3697 (24時間対応)</p>
消費生活相談(悪質商法など)	<p>【対象】 市民の皆さん</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症に関連した悪質商法等、契約に関するもの</p>	<p>福岡県消費生活センター</p> <p>☎092-632-0999</p> <p>久留米市消費生活センター</p> <p>☎0942-30-7700</p>
新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口	<p>【対象】 事業者・労働者の皆さん</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関する相談</p>	<p>筑後労働者支援事務所</p> <p>☎0942-30-1034</p> <p>福岡労働局総合労働相談コーナー</p> <p>☎092-411-4764</p>
新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談 (終了)	<p>【対象】 市民の皆さん</p> <p>【内容】 新型コロナウイルスにより生活に困っている方々への支援として、電話相談及び Microsoft Teams による WEB 面談相談を実施</p>	<p>日本司法書士会連合会</p> <p>【電話相談】</p> <p>☎0120-315199</p>
人権相談	<p>【対象】 市民の皆さん</p> <p>【内容】 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に関する相談</p>	<p>人権同和対策室</p> <p>☎75-4984</p>
外国人労働者からの相談	<p>【対象】 市内在住外国人の皆さん</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響による相談</p>	<p>福岡県外国人相談センター</p> <p>☎092-725-9207</p> <p>うきはブランド推進課商工振興係(U-BIC) ☎76-9095</p>